

第24期 第1回 滋賀県スポーツ推進審議会議事録

1. 日 時： 令和4年（2022年）5月16日（月）13:00～14:30
2. 場 所： 滋賀県庁北新館5-A会議室
3. 出席委員： 太田 千恵子 大谷 未央 嘉悦 和子 門 久仁裕 後藤 敬一
高田 博之 永井 泉 永浜 明子 橋本 孝子 山岡 彩加
横山 勝彦
- 欠席委員： 武田 哲子 田中 ゆかり 日比野 敏陽 和田 裕行
(五十音順、敬称略)

事務局： 東郷 文化スポーツ部次長、濱川 スポーツ課長、西川 交流推進室長、
高田主幹、樋上副主幹、田内主査

関係課： 保健体育課 青木課長、南主幹
国スポ・障スポ大会局 石野副局長、南野競技力向上対策室長

4. 次 第
- 1 開会
滋賀県文化スポーツ部次長あいさつ
 - 2 議事
 - (1) 審議会会長および副会長の選出について
 - (2) 第3期滋賀県スポーツ推進計画について
 - ・骨子案について
 - ・展開方策（たたき台）について
 - ・指標（たたき台）について
 - 3 その他
 - 4 閉会

配付資料

- ・諮問文
 - ・会議資料
 - 資料1 第24期滋賀県スポーツ推進審議会委員名簿
 - 資料2 第2期滋賀県スポーツ推進計画（概要版）
 - 資料3 第3期滋賀県スポーツ推進計画の策定スケジュール
 - 資料4 第3期滋賀県スポーツ推進計画の骨子案
 - 資料5 第3期滋賀県スポーツ推進計画の展開方策（たたき台）
 - 資料6 第2期滋賀県スポーツ推進計画における指標および目標値・実績値
 - 資料7 第3期滋賀県スポーツ推進計画における指標について（たたき台）
- (参考資料)
- 参考資料1 第3期スポーツ基本計画の概要（スポーツ庁資料）
 - 参考資料2 滋賀県スポーツ推進条例
 - 参考資料3 滋賀県スポーツ推進審議会条例
 - 参考資料4 第23期第6回滋賀県スポーツ審議会議事録
 - 参考資料5 第2期滋賀県スポーツ推進計画の展開方策の実施状況（詳細）
 - 参考資料6 第3期滋賀県スポーツ推進計画の目指す姿について

参考資料 7 諮問文
(冊子) 第 2 期滋賀県スポーツ推進計画

5. 内 容

(事務局)

お待たせいたしました。皆様には、大変お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。ただいまより、第 24 期第 1 回滋賀県スポーツ推進審議会を開催いたします。

本日の司会進行をさせていただきます。滋賀県文化スポーツ部スポーツ課の西川でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日は、感染症拡大防止の観点から極力短時間で会議が終了するよう努めるとともに、換気や手指の消毒、マスクの着用等に御協力をお願いします。

本日の出席状況について御報告申し上げます。本日の会議は、委員定数 15 名のうち、出席者 11 名となっております。定足数の過半数を満たしており、本審議会条例第 6 条第 2 項の規定に基づきまして、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

なお、武田委員、田中委員、日比野委員、和田委員の 4 名については御欠席の連絡をいただいております。

また、永浜委員には Web で御出席いただいておりますので、あわせて申し添えます。

本日の会議は、委員の皆様の御協力を得ながら概ね 1 時間半を目途に進めたいと考えております。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

本審議会は、「滋賀県スポーツ推進審議会会議公開指針」に基づき、公開としております。本日の会議につきましては、傍聴定員 10 名に対し、傍聴希望者がいなかったことを御報告いたします。

本日の会議に当たりまして、滋賀県文化スポーツ部 次長の東郷寛彦より御挨拶を申し上げます。

(次長挨拶)

文化スポーツ部次長の東郷でございます。

皆様方には、平素より本県のスポーツ行政をはじめ、県政の推進に御支援、御協力をいただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

また、このたびは、第 24 期滋賀県スポーツ推進審議会の委員の御就任をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、今期のスポーツ推進審議会につきましては、主な審議事項といたしまして、「第 3 期滋賀県スポーツ推進計画」の策定に係る審議が大きなテーマになる予定でございます。

計画の策定に当たりましては、スポーツの意義、役割として、心身の健康の保持増進や、青少年の人格の形成、活力ある地域社会の実現などが期待されているところでございますが、これに加えまして、特に本県では、令和 7 年に国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会の開催を予定しておりますし、昨年の夏に開催された東京オリンピック・パラリンピックの経験も含め、大規模大会の成果をしっかりと未来に継承していかなければならないと考えております。また、滋賀県の将来ビジョンでございます滋賀県基本構想では、生涯を通じた「からだところの健康づくり」に向け、スポーツなどの活動を生かしながら、誰もが居場所や生きがいを持ち、自分らしく活躍できる社会づくりを推進していくこととしております。さらに、ポストコロナ社会におけるスポーツの在り方や、国全体で議論が進められている運動部活動改革なども踏まえながら、これからの本県のスポーツの在るべき姿を、計画として、しっかりと形にする必要があると考えております。

本日の審議会では、昨年度までの審議の内容も踏まえました上で、次期計画の「骨子案」等について、御審議をお願いしたいと考えております。

限られた時間ではございますが、委員の皆様それぞれのお立場から、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

配付資料の確認を行う。

(事務局)

続きまして、委員の改選後、初の審議会となりますので、本審議会について簡単に御説明いたします。

スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法第 31 条に基づき設置している滋賀県の附属機関であり、参考資料の 7 ページにございます滋賀県スポーツ推進審議会条例第 2 条により、知事または教育委員会の諮問に応じて県スポーツ推進計画や、その他スポーツの推進に係る重要事項の調査審議が所掌事務として定められています。

これまでから、滋賀県スポーツ推進計画の策定や計画の進捗状況等について調査審議いただいたところであり、委員の皆さまには、これからの滋賀のスポーツ振興に向けて幅広い御意見をいただければと存じます。

次に、委員の皆さまお一人ずつ、自己紹介をお願いしたいと思います。順に一言、お願いします。

(太田委員)

滋賀県障害者スポーツ協会の太田です。よろしくお願いいたします。

(大谷委員)

MIOびわこ滋賀でレディースのチームのコーチをしております、大谷と申します。よろしくお願いいたします。

(嘉悦委員)

滋賀県スポーツ推進委員協議会の嘉悦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(門委員)

滋賀県スポーツ協会の門でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(後藤委員)

滋賀ダイハツ販売株式会社の代表取締役会長の後藤敬一と申します。民間企業の視点からの御意見を申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(高田委員)

びわこデジタルズビューローの事務局次長をしております、高田と申します。日頃は国内全般の取引業をさせていただいておりますので、そういった立場で御意見ができればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(永井委員)

滋賀県中学校体育連盟の会長をしております、永井泉と申します。甲賀中学校の校長もしております。よろしくお願いいたします。

(橋本委員)

総合型地域スポーツクラブきのもとアイズの橋本といいます、どうぞよろしくお願いいたします。今年度は、学校の運動部活動改革やスポーツ少年団の今後の課題等を受けて、クラブとしても変わっていかねばならないなという年になりそうです。どうぞよろしくお願いいたします。

(山岡委員)

公募委員として参加させていただく山岡彩加と申します。病院で理学療法士としてアスリートのリハビリ治療に携わるほか、滋賀県の瀬田川で同志社大学のボート部のトレーナーをしております。どうぞよろしくお願いいたします。

(横山委員)

同志社大学の横山と申します。専門分野はスポーツ政策学です。昨年に東京オリパラが終わりまして、現在はそのレガシーをどのように継承するかというところを研究しております。まさしくこの会議体のテーマとほぼ一致するような内容です。よろしくお願いいたします。

(永浜委員)

立命館大学スポーツ健康科学部の永浜と申します。よろしくお願いいたします。最近は都合により対面での出席が難しく、リモートでの出席となりますが、よろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、事務局を紹介いたします。

先ほど御挨拶申し上げました東郷文化スポーツ部 次長をはじめ、スポーツ課、国スポ・障スポ大会局、保健体育課の関係職員が出席しております。よろしくお願いいたします。

(職員は着座のまま一礼)

(事務局)

続きまして、議事(1)の「審議会会長および副会長の選出について」に移りたいと思います。

「滋賀県スポーツ推進審議会条例」第5条におきまして、「審議会に会長および副会長1人を置き、委員の互選によって定める」こととされております。まず、会長の選出について、いかがいたしましょうか。

(太田委員)

御経験の豊富な横山委員が適任だと思いますが、皆様御審議をお願いいたします。

(事務局)

太田委員より、横山委員に会長をお願いしてはどうかとの御意見をいただきましたが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

(事務局)

「異議なし」ということですが、横山委員いかがでしょうか。

(横山委員)

御推薦いただきましてありがとうございます。微力ですが務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。それでは、横山委員を会長に決定させていただきたいと思います。横山委

員、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、副会長についてでございますが、いかがいたしましょうか。

(横山委員)

県内のスポーツ事情に御精通されている、門委員にお願いしてはどうかと考えております。よろしく御審議ください。

(事務局)

横山委員より、門委員に副会長をお願いしてはどうかとの御意見をいただきましたが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

(事務局)

「異議なし」ということですが、門委員いかがでしょうか。

(門委員)

微力でございますけれども、よろしくお願ひいたします。

(事務局)

ありがとうございます。それでは、門委員を副会長に決定させていただきたいと思ひます。早速ではございますが、会長、副会長は前方の座席への御移動をお願いいたします。

(座席移動)

(事務局)

それでは、審議会条例第6条第3項におきまして「会長は会議の議長となる」こととされておりますので、以降の議事進行は横山会長にお願いしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(会長)

それでは、規定によりまして、ここから先は私が進行をさせていただきます。御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に移らせていただきます。

議事(2)の「第3期滋賀県スポーツ推進計画について」、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

スポーツ課の高田でございます。説明をさせていただきます。

- ・資料2 第2期滋賀県スポーツ推進計画(概要版)
- ・資料3 第3期滋賀県スポーツ推進計画の策定スケジュール
- ・資料4 第3期滋賀県スポーツ推進計画の骨子案

の説明

(会長)

ありがとうございました。骨子案の説明がございましたが、どなたでも結構ですので、御質問や御意見をお願ひいたします。

(太田委員)

施策3の「障害者のスポーツ活動の充実」の目標である、「障害のある人が気軽にスポーツを楽しみ、継続して取り組める環境をつくる」というのは、すごく有り難いところですが、障害者だけでなく、障害のある人ない人、ボランティアも含めた関係者で支え合って、みんなで一緒にスポーツに取り組むというふうに変えられたらよいなと思いました。

(事務局)

障害のある方もない方も一緒にスポーツに取り組むということは重要なことと考えておりまして、今後、展開方策を整理していく中で、施策1や4を含め、重層的に触れていければと考えています。施策を打ち出す上で、ターゲットを鮮明にした方がよいと考え、障害のある方に係る施策としてこの「施策3」を打ち出したというところです。

(会長)

他にございませんでしょうか。

ないようであれば、骨子案については御承承いただいたということにしたいと思います。

次に議論する展開方策のたたき台に関しては、各論につながっていくものですので、今回の議論の中心になるかと思えます。

それでは、事務局より説明願います。

(事務局)

説明をさせていただきます。

・資料5 第3期滋賀県スポーツ推進計画の展開方策（たたき台）

の説明

(会長)

ありがとうございました。今御説明がありましたように、従来のものに加え、新たな展開方策がいくつかが交えられています。特に、子どもの運動・スポーツ活動の充実に関して、国の方では東京オリパラが終わり、次は運動部活動の改革だということが盛んに言われています。このことについては現状を踏まえることが大事かと思えます。今日は教育委員会の方も御出席いただいておりますので、突然で申し訳ございませんが、滋賀県の運動部活動の現状について御説明いただきまして、それを我々が共有した上で、この項目については議論をしてはどうかと思えます。

それでは御説明をお願いします。

(事務局)

教育委員会の保健体育課でございます。運動部活動の現状ですが、現在、令和5年度までを計画期間とする教育大綱、教育振興基本計画に基づいて取組を進めております。平成30年度に部活動の指導に係るガイドラインを策定し、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、効果的かつ効率的な取組を進めています。教員の長時間労働の問題があり、学校の働き方改革の観点から部活動の改革に取り組んでおり、令和元年度から地域の外部人材を部活動指導員として配置いただき、顧問と連携して指導をいただいております。また、令和2年8月に、主に庁内の会議体として、部活動の在り方検討会を設置し、スポーツ課やスポーツ協会にも参画いただき、部活動指導のガイドラインの見直し等について取り組んでいます。そして、部活動の地域移行について国から方針が示され、令和3年度から、国の委託事業として、休日の部活動の段階的移行に関する実践研究を実施しており、米原市と彦根市に委託をして研究を進めておりまして、そこでは、受け皿の確保や費用の問題といっ

た課題が顕在化してきています。現状としては、以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。運動部活動を考える上での前提としていただきたいと思います。

それでは、全般について、皆さんから御意見をいただきたいと思います。よろしく願います。

(委員)

先ほどの運動部活動の御説明に関連して申し上げます。保健体育課長様からもお話があったように、国の方針として休日の部活動の移行を令和7年までに進め、それ以降は平日も移行していくということが示されています。現場として、今後部活動がどうなっていくのか、大変不安に感じています。これらの動きについては、働き方改革として、教員側の思いがどうも先に走っていて、学校で運動を純粋にしたい、遠方には送迎がないので行けない、学校だから授業の後に運動ができる、という子どもたちの思いを大切にしていかなければいけないと思っています。スポーツ推進計画の中に、部活動の検討という項目を入れていただいているのは大変有り難いと思っています。現場としては、休日移行が示されて、賛同、反対の意見が分かれています。これまで放課後や休日にもチーム作りを頑張ってきた指導者は、手放すことに反対しています。しかしながら、賛同の意見も大変多いです。令和8年からは休日の部活動を見なくてよいと、心待ちにしている教員も実際にいます。ほかに、例えば顧問としてサッカー専門の指導技術があるが、少子化の影響で自分の学校にサッカー部がなく、他の競技の指導をしている者は、この動きをすごく歓迎しており、学校の勤務後すぐに地域に行つて指導したいという思いを持っています。そうしたいろいろな思いがある中で、資料の展開方策にある「中高生の運動機会の充実」というのを、誰が主体になってこれを動かしていくのか、県全体ということかもしれませんが、具体的にどういう方策で進めていくのか、そうしたところをお示しいただけると有難いと思っています。

(会長)

私も考えていますのは、働き方改革というスポーツとは別の政策が絡むものであり、運動部活動の本質的な価値である青少年の育成、子どもの成長環境の構築などとの関連を考えずに働き方改革が進んでいってしまうと、この審議会においてもスポーツの本質やスポーツ振興というものを考えていくことはできないと思います。中高生の運動機会の充実について、事務局では具体的にどういったイメージで考えられていますか。具体的にこういう形で取り組んでいく、というようなアイデアはお持ちですか。

(事務局)

運動部活動については、青少年の育成等、会長がおっしゃった意義もでございます。計画の中で触れることのできる、検討することのできる部分が一定あると思います。例えば、受け皿をどう作っていくのか、スポーツ少年団や総合型クラブ、スポーツ推進委員がどう在るべきかということがあります。多様な主体がどのように支えていくかというのを、一定整理していかなければならないと考えています。具体的なことは今後検討させていただきます。

(委員)

私は現在スポーツ協会の所属であり、以前は高校の教員でした。そうした観点から申しますと、他の委員もおっしゃいましたが、部活動の地域移行が本当にうまくいくのか、個人的に心配しています。受け皿として総合型クラブ、あるいはスポーツ少年団という話がありましたが、課題が非常に多いと感じています。指導者の数を増やす取組をしていますが、部活動を指導するために必要となる技術というのは、一般の方を指導するものとはやはりレベルが違います。そうした指導者の充実がまだまだ追い付いていないのが現状ですし、今後すぐさま増えるとも思えません。努力はしてい

なければなりません、その辺りは非常に心配しています。

それと、金銭的な部分の検討が当然必要になってくると思います。これまでは学校において、教員が休日に幾ばくかの手当をもらいながら、一所懸命指導をしている。今後地域に移行すると、休日に指導をする際に適切に手当がもらえるのか、その辺りの制度をしっかりと構築していかないと、成り立っていかないと。計画の中で受け皿を検討するというのはわかりますが、そういった部分もしっかり制度化するという視点も持っていただいた上で、考えていく必要があると思います。

(会長)

話題が部活動に集中していますが、この審議会の立場としては、教育委員会などこの問題を専門的に検討する会議体で議論された内容を参考にした上で、どのような方策が出せるのか、ということだと思います。

(委員)

基本方針 I の施策 3「障害者のスポーツ活動の充実」に関して、先ほどの他の委員の御意見とも関連しますが、「パラスポーツ」という言葉の使用を提案させていただきます。私は中央競技団体活動で日本ボート協会のパラローイング委員会のスタッフとして、障害者ボート競技の強化・普及に取り組んでいますが、パラローイングの日本チームでも国際大会に出場するときに、健常者がかじ取り役のコックスとして、障害のある人と一緒に同じ艇に乗って出場したり、エンジョイローイングで障害のある人ない人が一緒に艇を漕ぎます。その辺りがボート競技の素敵なところと思っています。誰もが一緒に楽しめるスポーツということで、「パラスポーツ」という言葉を使用しています。東京 2020 を契機に、日本障害者スポーツ協会も「日本パラスポーツ協会」に改称されたということもありますので、御意見として提案させていただきます。

(会長)

御意見のとおりだと思います一方で、行政としての文言の定義の確認も必要だと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

そうした文言を使用するかどうか、検討していきたいと思います。

(委員)

障害者スポーツに関わって 38 年になります。これまで月 1 回、福祉センターで、知的障害のある方々が子どもの頃から親御さんに連れられ、みんなで一緒に体操をするなど楽しく過ごしていましたが、年月が経って親御さんが高齢になられ、福祉センターまで連れてくるのが難しいということで、最近やむを得ず終了することにしました。ひとえに障害があると言ってもその様子は様々で、この活動にいられていた方々はスポーツが楽しめる、エネルギーのある方々でしたので、今後この活動がなくなり、この後どうなっていくのかを考えると複雑な思いです。こうした現状があるということ、共有させていただきます。

(会長)

障害の態様により捉え方が異なってくるのではないかと、障害の水準によりスポーツに取り組みにくい人もおり、その辺りも考慮する必要があるのではないかと、また、活動を継続できるようサポートをすることまで想定して方策を考えるべきではないかと、という御意見ですね。事務局としてコメントはございますでしょうか。

(事務局)

いろいろな態様の方がおられ、スポーツが苦手という方もおられると思います。それぞれのレベルにあった取組を進めていくというのは課題であると認識しています。その辺りについては、展開方策として新たに設けた「スポーツに関わる機会の創出」で対応していくことが考えられますし、先ほどお話にあった会場まで連れていくのが困難という点については、最近取りざたされているDXも含め、身近で取り組める工夫について検討すべきと考えています。ほかには、一つのツールとしてですが、eスポーツというものもごございます。いろいろな立場の人がスポーツに参加でき、楽しめるということを打ち出していく必要があると考えています。

(会長)

手段としてeスポーツを採用するというのは、私も有効と思いますので、その辺りも具体的にいられてもらえればと思います。ほかには、周りから見えにくい障害である発達障害の人のことも考慮していただければと思います。

(委員)

第3期計画の基本方針Ⅱの施策5で、スポーツツーリズムという言葉を入れていただいています。コロナが落ち着いてきてきて、これまでいろいろなスポーツのイベントが中止になっていたものが、この春ごろから徐々に復活してまいりまして、観光の形も従来から変化しており、今まで以上にスポーツ分野に重点を置いて、交流人口を拡大するという視点で、観光の取組を進めていかなければならないと考えています。こうした中で、滋賀県の観光振興ビジョンに「シガリズム」という言葉が出ており、これは、滋賀のイズムやリズム、ゆっくり流れる時間といったところから作られた造語なのですが、知事もいろいろな場面でこの言葉を発していただいています。観光に限らず様々な分野で「シガリズム」を発信していこうということですが、資料を見る限りではこの言葉がどこにも入っていないので、どこかに盛り込んでもよいのかなと思いました。

※「シガリズム」とは、「琵琶湖をはじめとした自然と歩みをそろえ、ゆっくり、ていねいに暮らしてきた、滋賀の時間の流れや暮らしを体感できる、“心のリズムを整える新たなツーリズム”」の総称。(滋賀県)

(会長)

最近、観光学などでアドベンチャーツーリズムというものがよく言われていますが、滋賀らしい取組を考えるに当たっては面白いアイデアであり、先ほどのeスポーツもですが、新たに開拓できる可能性があり、検討の価値があるものと思います。

※アドベンチャーツーリズムとは、「自然」、「アクティビティ」、「文化体験」の3要素のうち2つ以上で構成される旅行を指す。(観光庁)

(委員)

あらゆる人にスポーツの機会を、というのは当然大事だと思いますが、先ほどのお話にもありましたように、障害の種別によって方策が全く変わると思います。そこが見えてこないと思うのですが、外枠を障害のある人ない人が一緒に取り組む、としていても、やはり種別によって難しさが出てくると思います。情報提供ですが、大学の授業の中での話ですが、学生の約95%は「障害」という言葉から身体障害だけをイメージします。知的や精神、発達障害というものが全く視野に入っていないのが現状です。これは、学生だからではないと思っていて、ほとんどの人が同様の意識なのだろうと考えています。「一緒にスポーツをする」ことを考えるときに、授業では「障害のある人がするスポーツ」という導入はしておらず、あらゆるスポーツを持ってきて、障害のない学生がすべて楽しんだ後に、「どういう人であれば一緒にできるんだろう」という視点で考えるようにしています。「障害のある人とない人が共に楽しむ」というのをいつまでも謳ってよいのかな、という気も少し

しています。どこまでいってもスポーツとして存在すれば、その垣根が最初から超えていると思うのですが、障害のある人ない人がともに楽しむとすると、いきなり敷居が挙がってしまう、最近すごくそんな気がしています。例えば、車いすバスケというスポーツがあれば、最初からそういうスポーツとして存在すれば、敷居は高くないのになと感じています。

(委員)

国スポ・障スポが滋賀県で行われ、それに向けて着々と準備を進めていく、これはこれで非常によいことです。一方で、一発打ち上げではなく毎年継続して開催する大会、滋賀ならではの、全国から人が集まってくる大会を、作っていくべきではないかと思います。新たなマラソン大会もそうですが、そういうものを毎年継続して開催していけば、一つの風景として定着します。そうした起爆剤となるような大会をいくつか作って、それに向けて、県民が出場のみならずボランティアでの参加も含めて、一緒になって盛り上げていき、子どもたちから見ても「自分も将来出場しよう」と思えるようになればよいのではないかと思います。

(会長)

スポーツインライフ、生活文化としてのスポーツ、そのための機会づくりとして、そういった場を設定していくということですね。御検討いただければと思います。

次に移ります。指標のたたき台について、事務局より説明願います。

(事務局)

説明をさせていただきます。

- ・資料6 第2期滋賀県スポーツ推進計画における指標および目標値・実績値
- ・資料7 第3期滋賀県スポーツ推進計画における指標について（たたき台）

の説明

(会長)

ありがとうございます。今の御説明を受けまして、御意見、御質問をよろしくお願いします。

(委員)

公認スポーツ指導者数についてですが、スポーツ少年団では、従来の認定指導員の資格が、将来を見据えて、今後スタートコーチという形に格上げされるということになってはいますが、スタートコーチの人数は計上に含まれるのでしょうか。今後、中学校の部活動の指導者として、スポーツ少年団が関わっていくことになりますので、スタートコーチの人数も指標として設けてもよいのかと思います。

(会長)

スポーツ指導者として様々な資格がありますので、事務局で整理をしていただければと思います。

私からですが、資料6で色付けされている3つの指標は、第3期計画では採用しないという説明がありました。他の指標に包含されるからなくす、というのであればよいのですが、もし明確な理由がないのであれば継続すべきだと思いますので、その辺りについて、次回審議会ではしっかり示していただきたいと思います。

他に御意見はございませんでしょうか。

本日皆さんからいただいた御意見を踏まえまして、事務局で素案を作成いただき、次回の審議会では素案について議論いただく、ということにしたいと思います。

本日の議事は以上でございます。事務局に進行をお返しいたします。

(事務局)

横山会長ありがとうございました。

その他、委員の皆様、何かございますでしょうか。

本日は、次期計画である第3期スポーツ推進計画の骨子案や展開方策等について御議論いただき、誠にありがとうございました。

皆様からいただきました貴重な御意見を踏まえまして、今後、計画の素案を検討しまして、次回の審議会で御提案いたしたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

なお、次回の審議会は8月もしくは9月の開催を予定しております。後日、日程の調整を改めてさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の第1回滋賀県スポーツ推進審議会を終了させていただきます。お忙しい中御出席いただきまして、大変ありがとうございました。

※文中のゴシック文字には、割愛・省略があります。